

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新申請書  
 中国残留邦人等支援法指定医療機関

申請区分	指定（新規・移転・法人化・その他（ ））・指定更新				
機関区分	医科（病院・診療所）・歯科・薬局・訪問看護				
名称	(フリガナ)			医療機関コード	
所在地	〒 - Tel ( ) -				
開設者	氏名(名称等)	(フリガナ)			
	生年月日	年	月	日	
	住所(所在地)	〒 -			
管理者	氏名	(フリガナ)			生年月日
	住所	〒 -			年 月 日
診療科名					
健康保険法による指定	有	指定申請中 (申請日: 年 月 日)	有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
誓約事項	<input type="checkbox"/> 生活保護法第49条の2の第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約				
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無				
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)				

上記のとおり指定を申請します。

令和 年 月 日

(申請先) 京都府知事 様

〒 -  
住所

申請者(開設者)

Tel ( ) -

氏名

## 注意事項

- 1 この書類は、貴機関の所在地を所管する市福祉事務所、又は町村の場合は京都府保健所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、京都府公報において告示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日まで、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。
- 4 なお、病院、診療所及び薬局については、保険医療機関等に関する申請と同一の契機をもって近畿厚生局を経由して京都府知事に申請する場合は、京都府知事への直接の申請を省略できます。

## 記載要領

- 1 「申請区分」は、「指定(新規・移転・法人化・その他( ))・指定更新」の該当するいずれかを○で囲んでください。
- 2 「区分」は、「医科(病院・医科)・歯科・調剤・訪問看護」の該当するいずれかを○で囲んでください。
- 3 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 4 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 5 開設者欄では、開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。  
なお、病院、診療所及び薬局は、氏名又は名称を記載してください。  
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 6 「管理者」は、病院、診療所及び薬局は、氏名を記載してください。
- 7 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。  
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 8 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。  
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。  
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 9 「誓約事項」は、指定欠格事由該当しない場合に□に✓を記入してください。  
生活保護法第49条の2第2項第3号の場合の該当法律は以下のとおりです。  
・児童福祉法 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 ・栄養士法 ・医師法 ・歯科医師法 ・保健師助産師看護師法 ・歯科衛生士法 ・医療法 ・身体障害者福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・社会福祉法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律 ・薬剤師法 ・老人福祉法 ・理学療法士及び作業療法士法 ・柔道整復師法 ・社会福祉士及び介護福祉士法 ・義肢装具士法 ・介護保険法 ・精神保健福祉士法 ・言語聴覚士法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ・子ども・子育て支援法 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律 ・国家戦略特別区域法(第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。) ・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・公認心理師法 ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ・臨床研究法
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。
  - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
  - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 12 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。